南越前町　「介護予防・日常生活支援総合事業」等のサービス一 覧　※今後も介護報酬改定額を考慮し、改定する可能性あり

令和4年10

介護予防・生活支援サービス事業　（ 訪問型サービス ： 第1号訪問事業）

種別	●訪問型予防給付相当サービス	●訪問型サービスA1 （緩和した基準によるサービス）	●訪問型サービスA2 （緩和した基準によるサービス）	●おうちでお気軽短期集中サービス （短期集中予防サービス）		地域支援事業 （任意事業）
					地域リハビリテーション活動支援事業	住環境整備アドバイザー派遣事業
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	身体介護を伴わない生活援助	身体介護を伴わない生活援助	保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等による社会参加を高めるために必要な、個別の状況に応じた相談・指導等	作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等による住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言	住環境整備を希望する者に対して、高齢者等の身体状況等を踏まえ当該世帯の住環境整備に関する相談・助言
	生活援助についてはH30.3.30付老振発0330第2号で規定される「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正についてを参照とする。 本人以外のための家事・大掃除・除雪など日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外。					
提供時間	概ね60分	概ね60分	概ね60分	概ね60分	概ね60分程度	概ね60分程度
期間	介護予防サービス・支援計画書による期間	介護予防サービス・支援計画書による期間	介護予防サービス・支援計画書による期間	期間：概ね3ヶ月間とし最長6ヶ月間 回数：6回まで　4回まで／月	1回 （状況により継続）	1回
対象者	要支援者・事業対象者のうち、下記の（ア）（イ）に該当する者 （ア）既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース （イ）ケアマネジメントで以下のような状態で訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーマケアが必要な者 等 ※（イ）についてはあくまで例示	要支援者および事業対象者のうち、訪問型予防給付相当サービスの対象者に該当しない軽度者	要支援者および事業対象者のうち、訪問型予防給付相当サービスの対象者に該当しない軽度者	要支援者・事業対象者のうち、閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況等により訪問でのサービスが必要であり、短期集中的な支援により回復が見込まれる者	介護予防に関する技術的助言を必要としてる住民や介護職員等	疾病、外傷その他の原因により住環境整備の必要がある者
サービス提供の考え方	・適切なケアマネジメントにより、利用目的を明確にしたうえで、利用期限の設定をし、多様なサービスの利用を促進する。 **・訪問型サービスA1・A2との併用不可**	・適切なケアマネジメントにより、利用目的を明確にしたうえで、利用期限の設定をし、多様なサービスの利用を促進する。 **・訪問型予防給付相当サービス・A2との併用不可**	・適切なケアマネジメントにより、利用目的を明確にしたうえで、利用期限の設定をする。 **・訪問型予防給付相当サービス・A1との併用不可**	・適切なマネジメントにより、利用目的を明確化する **・訪問型予防給付相当サービス・A1・A2との併用可**	必要時、包括支援センターに相談	必要時、包括支援センターに相談
費用単価	対象者 / 月額包括報酬 月額単位 / 1回単位 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）：1,176単位／月 / 268単位／回 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）：2,349単位／月 / 272単位／回 事業対象者・要支援1・2（週2回を超える場合）：3,727単位／月 / 287単位／回	1回単位　230単位／回　（月5回上限）	1回単位　140単位／回　（月5回上限）			
報酬単価の考え方	**平成30年度から原則「月額包括報酬」とするが以下①②の場合は1回単位を用いる。** ただし、月の利用回数により「1回単位」「月額単位を利用」のいずれかを選択する。 **【1回単位を用いる場合】** ①月途中の利用者との契約開始または契約解除（転出入を除く） ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始（入退院により通常月の回数を利用できな い場合） ※週1回程度利用予定の人が当月1、2回利用、週2回程度利用予定の人が当月1～4回利用、週2回超程度利 用予定の人が当月1～7回利用⇒ 「1回単位」を選択 ※週1回程度利用予定の人が当月3回以上利用、週2回程度利用予定の人が当月5回以上利用、週2回超程度利用予定の人が当月8回以上利用⇒「月額単位を利用」を選択 注意1）参考資料 「平成28年3月31日事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課 振興課 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版） Ⅰ－資料9」月途中の事由については日割りにて算定する 注意2）上記の参考資料p4の★印については月額包括報酬の単位とした場合の日割り算定の対象事由からは除外する 注意3）月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする	・1回単位を使用	・1回単位を使用 ・委託は、給付管理対象外サービスとなる	・委託は、給付管理対象外サービスとなる		
加算等	・初回加算（200単位／月） ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）（100単位／月） ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）（200単位／月） ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数の13.7%） ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（所定単位数の10.0%） ・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（所定単位数の5.5%） ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位の6.3%） ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（所定単位の4.2%） ・介護職員等ベースアップ等支援加算（所定単位の2.4%） ・同一建物等利用者20人以上の場合の減算（所定単位数の90%） ・特別地域加算を算定する場合（所定単位数の15%） ・中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合（所定単位数の10%） ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（所定単位数の5%）	・初回加算（200単位／月）				
自己負担額	1割または2割または3割	1割または2割または3割	1割または2割または3割	700円／回	0円	0円
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者委託	事業者委託	講師派遣	講師派遣
サービス提供者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者 または ＊一定の研修受講者	＊一定の研修受講者	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等	作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等	作業療法士、理学療法士等
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントA		
備考						